

新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的な考え方

令和5年1月
市川市教育委員会

市川市教育委員会では、学校における新型コロナウイルス感染症対策において、これまでも国や県の通知を踏まえ、基本的な考え方や対応をお示ししてまいりました。

特に令和4年度は、授業や行事など、児童生徒がコロナ禍でも生き生きと充実した学校生活を送れるよう、本市のガイドラインである「新たな学校生活スタイルガイドライン」を改訂し、様々な場面における対策を段階的に緩和し、感染拡大防止に努めながら、学校教育活動を進めてきたところです。

そのような中、昨年12月上旬、文部科学省が都道府県教育委員会に対して、『新型コロナウイルスの適切な感染対策を取れば、学校給食の際に「会話は可能」とする』通知を出したとの記事が新聞に掲載されました。

その後、千葉県におきましては、令和4年12月22日に「新型コロナウイルス感染対策ガイドラインの改訂について」の通知文が出され、各市教育委員会に、学校における制限の見直しに積極的に取り組むよう通知がありました。

特に今回の千葉県の改訂は、身体的距離を「おおむね1m以上」確保した上での黙食の見直し及び学校行事における入場制限の見直しが柱となっており、本市におきましても、県のガイドラインを踏まえた上で、児童生徒数や学校施設の大きさに合わせ、柔軟に対応していくことといたします。

細かな点につきましては、「新たな学校生活スタイルガイドライン（令和5年1月改訂版）」掲載いたしますので、ご確認ください。

【感染拡大防止】

（1）感染防止対策の基本

- ・「三密（密閉・密集・密接）の回避」・「こまめな換気」・「手洗い」の徹底

（2）換気

- ・気温が低く教室で暖房を使用している場合でも、教室内を定期的に換気する。

天候にもよるが、可能な限り対角線上の2か所以上の窓（ドア）を開ける、サーキュレーターを使用して空気を循環させるなど、エアロゾル感染の防止に努める。

※換気の目安として、二酸化炭素濃度測定器を活用する。(1000ppm以下に取り組むことが望ましい)

(3) 給食(※詳細は、新たな学校生活スタイルガイドライン)

- ・身体的距離をおおむね1m以上確保、換気を徹底できる場合には会話を行うことを可とする。(ただし、大声での会話は控える)
- ・教室の大きさや学級の人数により、授業形式の配席で取組を始めたり、向かい合わせにするなど、各学校の状況に準じて基本的に、黙食を緩和していく。

ただし、適切な距離が確保できない、感染者が増加しているなど、学校の実情に応じて黙食を続ける場合もある。

(4) マスクの着用(※詳細は、マスクの着脱について)

室内でも、人との距離が1m以上確保でき、ほとんど会話を行わない場合は積極的にマスクを外すようにしていく。何らかのご事情により、マスクを付けたり外したりすることが難しい場合は、引き続き学校と話し合っ

(5) 卒業式、入学式等

卒業生は歌等の関係で、座席と座席の間におおむね1mの身体的距離を確保する。マスクを着用して大声を伴わない場面では身体的距離が1m未満であっても、人と人とが触れ合わない間隔を確保する必要がある。

(6) 家庭における健康観察の徹底

毎朝登校前に家庭で検温と風邪症状の確認など、健康観察の徹底を図る。特に発熱や風邪症状がある場合には自宅で休養することを徹底する。

【今後について】

二学期後半から年末にかけては感染者数が急増しました。そのような中、3年ぶりの行動制限のない年末年始でしたので、今後も感染状況を注視していく必要があります。

また、昨年12月末には、千葉県内が3シーズンぶりにインフルエンザの流行期に入ったとの新聞記事もありました。

基本的には、様々な取組を感染流行前のような状況に戻したり、あるいは、発展した教育活動につなげていくことは大切であると考えていますが、「感染拡大防止」と「学校での学びの継続」を両輪で考えていく必要があります。

新型コロナウイルスやインフルエンザにおいては、感染が拡大した場合は、引き続き学級閉鎖や学年閉鎖の措置を取りながら対応せざるを得ません。何より大



切なのは、学びを止めずに、子どもたちが安全で安心な学校生活を送ることだと考えています。

感染症対策の緩和につきましては、国や県の動向、市川市内の感染状況や学校の感染状況を踏まえながら進めていくこととなりますが、保護者の皆様におかれましては、引き続き、感染拡大防止につきまして、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【感染者の公表】

児童生徒

感染した児童生徒に対しては、これまでと同様に、不当な差別や偏見、いじめにつながることはないように対応してまいります。

保護者への通知についてですが、児童生徒が感染した場合には、当該校の保護者に対してメール等でお知らせいたします。

また、当該クラスの児童生徒に対しては、感染した児童生徒の保護者の了解を得た上で、できるだけオープンに対応するよういたします。

教職員

教職員に感染が確認された場合は、当該校の保護者に対してメール等で通知いたします。